

令和2年第2回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

番号	件名	説明
1	武蔵野市農業委員会委員の任命の同意について	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により市議会の同意を求める。 ※14名分(1名につき1議案)
2	武蔵野市総合教育会議条例の一部を改正する条例	武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）の制定による武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 武蔵野市長期計画を策定する根拠を武蔵野市自治基本条例とする改正
3	武蔵野市情報公開条例の一部を改正する条例	武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）の制定を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 武蔵野市自治基本条例第15条に合わせ、情報を公表する対象に以下のものを追加するほか、所要の改正を行う。 ・市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃に係る中間段階の案 ・市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる政策等の中間段階の案
4	武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、武蔵野市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、制定するものである。 重過失のない場合の市長等の損害賠償責任の上限額を、政令で定める参酌基準に合わせ、一会計年度当たりの給与の額に次に掲げる数字を乗じた額とする。 ・市長→6 ・副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員並びに監査委員→4 ・公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員→2 ・職員→1
5	武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	農業委員会の委員の業務量の増加に伴い、報酬を増額するため、所要の改正をするものである。 農業委員会の委員の報酬額を下記のとおり改める。 会長：43,200円→61,000円 委員：31,500円→46,000円
6	武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の施行に伴うほか、所要の改正をするものである。 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う以下の改正 ・非常勤消防団員の補償基礎額の変更(別表の改正) ・消防作業従事者等の補償基礎額の変更(8,800円→8,900円) ・法定利率の変更(100分の5→事故発生日における法定利率)
7	武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 地方税法の改正等に伴い、下記の改正等を行う。 ・非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加 ・法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする(連結納税の廃止)ことに伴う規定の整理・削除 ・所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置 ・給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置 ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(徴収猶予の特例、イベント中止に伴う払戻請求権の放棄をした者への寄付金控除の適用) ・その他地方税法等の改正に伴う規定整備
8	武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 法律の施行により個人番号を通知する通知カードが廃止されることに伴い、別表から通知カード再発行手数料を削る。

9	市税以外の収入金に対する督促及び滞納処分並びに過料に関する条例を廃止する条例	武蔵野市債権の管理に関する条例（令和2年3月武蔵野市条例第7号）の施行に伴い、廃止するものである。 債権の管理に関する事務の処理は債権の管理に関する条例において規定されることにより廃止する。
10	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 内閣府令の改正に伴い、特定地域型保育事業者は卒園児について、必要な措置を講じているときは、卒園後の受け皿としての連携施設の確保をしないことができるようにする改正
11	武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 省令の改正に伴い以下の改正を行う。 ・家庭的保育事業等の卒園児について、必要な措置を講じているときは、卒園後の受け皿としての連携施設の確保をしないことができるようにする。 ・保護者の疾病や障害により家庭での養育が困難な場合に、居宅訪問型保育の提供が可能であることを明記
12	武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 省令の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、放課後児童支援員認定資格研修を中核市の長も実施可能とするための改正
13	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対する傷病手当金の支給及び国民健康保険税の減免に係る申請期間の特例について定めるため、所要の改正をするものである。 新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して、保険給付としての傷病手当金に係る支給対象・基準、金額、期間等について定めること及び減免の申請期間の特例を定めるための改正
14	武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年東京都後期高齢者医療広域連合条例第6号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加する改正
15	武蔵野市環境基本条例の一部を改正する条例	武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）の制定による武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 武蔵野市長期計画を策定する根拠を武蔵野市自治基本条例とする改正
16	武蔵野市まちづくり条例の一部を改正する条例	武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）の制定による武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 武蔵野市長期計画を策定する根拠を武蔵野市自治基本条例とする改正
17	武蔵野市放課後等デイサービス施設の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、武蔵野市放課後等デイサービス施設の管理を行わせる者を指定するため、同条第6項の規定により提案する。

18	令和2年度武蔵野市一般会計補正予算（第4回）	<p>◎2億5127万8千円減 (補正後の予算額839億 301万5千円)</p> <p>【歳出の主なもの】</p> <p>○総務費 ・総務管理費 8786万7千円補正減 (内訳) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業：延期による啓発イベント委託料、実行委員会補助金の減 海外との相互交流事業：中止によるホストファミリー謝礼、施設使用料の減 ほか むさしのジャンボリー事業：中止による地区指導者・サブリーダーほか謝礼、賄材料費、バス借上料の減 ほか</p> <p>・市民活動費 1億 358万4千円補正減 (内訳) 境南コミュニティーセンター改修工事の工期変更による減 市民文化会館等の施設使用料の返還金の増</p> <p>○民生費 ・児童福祉費 3154万9千円補正増 (内訳) 認可外保育施設助成事業・保育所等運営委託・給付事業：新型コロナウイルス感染症対策のための補助金の増 ほか</p> <p>○消防費 ・消防費 4577万8千円補正増 (内訳) 新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等の避難所備蓄品の整備</p> <p>○教育費 ・教育総務費 8534万7千円補正減 (内訳) セカンドスクール中止に伴う指導員・講師謝礼、同行看護師派遣等委託料、施設借上料の減 ほか</p> <p>【歳入の主なもの】</p> <p>○国庫支出金 国庫補助金 417万4千円補正減 ○都支出金 都負担金 412万8千円補正増 都補助金 1491万3千円補正減 ○繰越金 繰越金 2億3611万9千円補正減 ○諸収入 雑入 20万円補正減</p> <p>◎債務負担行為補正 ・境南コミュニティーセンター改修工事：補正後限度額：1億3382万7千円</p>
19	令和2年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）	<p>◎400万円増 (補正後の予算額 129億2187万3千円)</p> <p>【歳出の主なもの】</p> <p>○保険給付費 疾病手当金 400万円補正増 新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対する傷病手当金</p> <p>【歳入の主なもの】</p> <p>○都支出金 都補助金 400万円補正増</p>
20	令和2年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例（当初議案（2）として提出）	<p>令和2年6月における武蔵野市議会議員の期末手当について定めるものである。</p> <p>市議会議員に対して支給する令和2年6月分の期末手当の支給率は、2.225か月分とする。</p>
21	令和2年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例（当初議案（2）として提出）	<p>令和2年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>市長、副市長、監査委員及び教育長に対して支給する令和2年6月分の期末手当の支給率は、2.225か月分とする。</p>
22	令和2年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例（当初議案（2）として提出）	<p>令和2年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>一般職の職員に対して支給する令和2年6月分の期末手当の支給率は、次のとおりとする。</p> <p>①部長級 0.9か月分 ②部長級以外の職員 1.2か月分 ③再任用職員 0.625か月分</p>
23	令和2年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当に関する条例（当初議案（2）として提出）	<p>令和2年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当について定めるものである。</p> <p>会計年度任用職員に対して支給する令和2年6月分の期末手当の支給率は、1.2か月分とする。</p>